

地下鉄8号線沿線におけるまちづくり活動への支援について

1 目的

地下鉄8号線沿線各駅周辺地区において、まちづくり活動を行う団体等を支援することにより、江東区地下鉄8号線沿線まちづくり構想や各地区まちづくり方針（以下「まちづくり方針」という。）に掲げる目指す姿等の実現に寄与することを目的とし、（仮称）江東区まちづくり活動支援要綱を策定し支援を行う。

2 支援内容

まちづくり方針が策定された地区（（仮称）枝川駅周辺地区、（仮称）千石駅周辺地区）において、区が設立したまちづくり協議会の継続団体としてまちづくり方針に掲げる目指す姿等の実現に向けた活動を行う団体で、区の登録を受けたもの（以下「まちづくり活動団体等」という。）に対し以下の支援を行う。

(1) まちづくりアドバイザー派遣（1団体年間5回まで）

区に登録したアドバイザー（まちづくりに係る各分野で専門知識及び経験を有する学識経験者等）を、まちづくり活動団体等へ派遣し、まちづくり活動に関する助言や法律等の各専門分野に係る相談等に対応する。

(2) まちづくり活動経費助成（1団体年間50万円まで）

まちづくり活動団体等が行うまちづくり活動の経費（勉強会、イベント等の開催、広報活動等）に要する費用の2分の1に相当する額を助成する。

3 支援開始日

令和8年4月1日（仮称）江東区まちづくり活動支援要綱施行